

文教厚生委員会会議録（要点筆記）

令和8年7月13日（月）

午前9時57分 開議

○委員長（竹内功治）

ただいまから文教厚生委員会を始めます。

協議題1「議会事業評価について」を議題とします。本年度、当委員会が実施する事業評価の対象事業は、「ファミリーサポート利用促進事業」、「健康づくり推進事業」、「生活困窮者自立支援事業」の3事業です。

本日は、各事業に関する知識と現状の理解を深めるため、対象事業の勉強会を行います。事前に各委員からいただき、当局へ送付しました質問事項と回答は、サイドブックに保存してありますのでご確認ください。なお、本日は、ただいまから「ファミリーサポート利用促進事業」の勉強会を行い、午後1時30分から「健康づくり推進事業」、午後3時から「生活困窮者自立支援事業」を予定しています。

それでは、「ファミリーサポート利用促進事業」の勉強会を行います。当局の説明を求めます。

○こども育成課長（森本総一郎）

ファミリーサポート利用促進事業についてご説明します。

本事業は、育児の援助を受けたい方（依頼会員）と、育児の援助を行いたい方（援助会員）がセンターに登録して会員となり、地域の中で温かく子育てを支え合う有償ボランティアの相互援助活動です。

資料の1ページから3ページをご覧ください。こちらは広報誌「ファミリア」に掲載しました、直近3年間の活動実績の報告です。

3ページ上段の表「地区別会員数と活動件数」の「合計」の部分をご覧ください。令和7年度の会員数は合計765人です。内訳は、依頼会員が474人、援助会員が223人、双方を兼ねる両方会員が68人となっています。また、年間の活動件数は1,247件でした。

年間活動件数の推移を比較しますと、令和5年度が2,862件、令和6年度が2,202件、令和7年度が1,247件であり、利用件数は減少傾向にあります。この要因としては、保育園での一時預かり事業や民間の私的保育サービスの拡充、民間企業における男性職員の育児休業取得者の増加等の働き方改革の進展により、仕事と育児を両立しやすい環境が徐々に整ってきたことが挙げられます。

その一方で、核家族化等により身近に頼れる身内がおらず、突発的・継続的に支援を必要とする世帯も確実に存在します。

そうした中で、支援を提供する側の「援助会員」の高齢化や、それに伴う運転免許証の自主返納による送迎の困難化が進んでおり、スムーズなマッチングに

影響が出始めています。今後の持続的な運用のために、若い世代の援助会員の確保が大きな課題となっています。

3ページ下段の「活動内容および活動件数」をご覧くださいと、最も多いのは「多胎児家庭の支援、新生児の支援」で391件、次いで「保育園・幼稚園への送り・迎え」が341件となっております。利用件数の総数は減っていても、新生児や多胎児を抱えて孤立しやすい家庭の負担軽減において、本事業は重要なセーフティネットとしての役割を果たしていると考えています。

続きまして、4ページをご覧ください。ファミリーサポート事業の具体的な仕組みについてです。

会員の区分は、資料に記載のとおり、3つに分かれております。

依頼会員は市内在住・在勤・在学の、0歳から小学校6年生までの子どもを持つ保護者、援助会員は市内在住の20歳以上の方で資格は不要で、心身ともに健康で子どもが好きな方、両方会員は依頼と援助の双方を行うことができる会員です。

登録料は、依頼会員および両方会員のみ初回500円をいただき、援助会員は無料です。活動に対する報酬は、平日の昼間を基準として1時間あたり600円からとなっています。

次に、資料の5ページをご覧ください。新たに安全な活動のための虐待防止講習を導入しています。

こども家庭庁の通知により安全管理体制の強化が求められる中、本市では、会員登録時におけるヒアリングの徹底、虐待の疑いがある場合の迅速な関係機関への報告システム、さらに虐待防止に関する講習の受講義務化を実施しています。これに伴い、援助会員および両方会員の皆様には、安全な活動を誓約する宣誓書の提出をお願いしています。

最後に、資料の6ページをご覧ください。「こんな依頼はお受けできません」という活動の制限事項を記載しています。

ファミリーサポートは、お子様の身の回りの世話のお世話（見守りや送迎）に限定した相互援助活動です。そのため、次の行為はトラブルや事故を未然に防ぐため、お引き受けできない活動として明確にルール化しています。

制限をかけている活動としては、洗濯、掃除、料理、買い物といった家事支援、学級閉鎖や感染症等による休園・休校時における病児・病後児の預かり、保護者の代わりに学校の授業参観等へ出席すること、誰もいない場所（無人の自宅など）での児童の受け渡しです。

こども育成課からの説明は以上です。

○委員長（竹内功治）

説明は終わりました。これより質疑を行います。しばらく休憩します。

午前10時05分 休憩

午前11時03分 再開

○委員長（竹内功治）

再開します。

質疑の内容も踏まえ、事業評価シートの作成を進めてください。それでは「ファミリーサポート利用促進事業」の勉強会を終わります。

しばらく休憩します。

午前 11 時 05 分 休憩

午後 1 時 29 分 再開

○委員長（竹内功治）

委員会を再開します。

次に、「健康づくり推進事業」の勉強会を行います。当局の説明を求めます。

○健康課長（太田敦之）

健康づくり推進事業についてご説明いたします。まず、本事業の目的をご説明いたします。

本事業は、本市の「第3次健康はんだ21計画」および「第2次半田市自死対策計画」に基づき、市民1人ひとりの心と身体健康作りを推進することで、「健康寿命の延伸」と「自殺者の減少」を目指して実施しています。健康課の保健師や管理栄養士等が直接地域に出向いて健康講座や相談会、個別の訪問相談等を行っています。

本事業の予算は健康課の一般管理経費等が中心となりますが、専門職の業務として様々な事業を包括して展開しています。主要事業の代表例としては「健康マイレージ事業」「子育て世代向けのエクササイズ事業」「ゲートキーパー養成講座」が挙げられます。

本日は、事前にいただいた6点のご質問に対する回答を基に、一部補足説明をさせていただきます。

1点目の「評価指標の現状」についてです。「第3次健康はんだ21計画」においては、「適正体重を維持している市民の割合」や「1回30分以上の運動を週2回以上実施している人の割合」といった、生活習慣に関する主指標を設けています。また、最上位計画である「第7次総合計画」においても、「自主的に健康作りに取り組んでいる市民の割合」や「定期的に健康診断を受けている市民の割合」を目標値に定めています。

2点目の「若年層向けの自殺対策」についてです。近年、若年層の自殺対策を強化するため、ゲートキーパー養成講座の実施対象として「学校の教職員」や「中学生」を重点対象に位置づけ、アプローチを図っています。

3点目の「ゲートキーパー講座の評価指標」についてです。令和7年3月の貴委員会において、「養成講座の効果を『声掛けができた人の割合』といった事後アンケート数値で測るのではなく、まずは『講座を何回開催できたか』という実施実績（回数）を指標とすべきである」とのご意見をいただきました。このご意見を反映させ、令和8年度予算の主要事業概要からは、成果指標を「ゲートキーパー養成講座の年間実施回数」に改めていきます。

5点目の「健康マイレージの普及率」についてです。健康マイレージ事業におけるポイント申請方法ですが、令和7年度の実績では紙による申請が約75%を占めており、スマートフォンアプリによるデジタル申請が十分に広がっていない現状があります。今後の普及啓発に一層努めていきたいと考えています。

6点目の「評価指標のブラッシュアップ」についてです。事業評価を通じて、より本市の実態に即した指標への見直しは柔軟な対応が可能であると考えています。委員の皆様から有意義なご提言をいただけますと幸いです。説明は以上です。

○委員長（竹内功治）

説明は終わりました。これより質疑を行います。しばらく休憩します。

午後1時34分 休憩

午後2時12分 再開

○委員長（竹内功治）

委員会を再開します。

質疑の内容も踏まえ、事業評価シートの作成を進めてください。以上で、「健康づくり推進事業」の勉強会を終了します。

しばらく休憩します。

午後2時13分 休憩

午後2時30分 再開

○委員長（竹内功治）

次に、「生活困窮者自立支援事業」の勉強会を行います。当局の説明を求めます。

○生活援護課長（森下貴仁）

生活困窮者自立支援事業について、福祉部の事業概要と制度の概要を基にご説明します。

本事業は、生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階で早期に相談・支援を行うことで、困窮状態からの脱却と主体的な自立を支援することを目的としています。

「生活困窮者自立支援制度の概要」をご覧ください。現在、窓口において、まず「包括的な相談支援」を行い、相談者の抱える課題や状況に応じた支援をそれぞれ組み立てています。生活援護課では、「居住確保支援」「就労支援」「家計再建支援」などの専門的な事業を実施しています。

資料左側の「事業概要1」をご覧ください。こちらが「自立相談支援事業」の内容になります。生活援護課内に「くらし＆住まい相談室 あんしん半田」を開設し、相談支援の入口として、就労、住まい、家計、引きこもりなど、相談者一人ひとりの複雑に絡み合った課題に応じた個別支援計画を作成し、寄り添い型の支援を行っています。

本事業は生活困窮者自立支援法に基づく「必須事業」に位置づけられており、生活援護課内の「くらし相談担当」が実務を担い、会計年度任用職員4名を含む計6名が、主任相談支援員および相談支援員として窓口・訪問相談に対応しています。

続きまして、具体的な支援内容についてご説明します。

事業概要2「住居確保給付金事業（必須事業）」をご覧ください。離職や廃業などにより住居を失った方、または失うおそれのある困窮者に対して、就労機会の確保を前提条件として、一定期間の家賃補助（原則3ヶ月、最大9ヶ月間）を支給しています。

新型コロナウイルス感染症の流行期には特例措置等もあり大変多くの方に利用されましたが、現在は社会情勢の変化に伴い落ち着きを見せており、令和7年度の支給決定人数は9名となっています。また、家賃の安い適正な住宅への転居を促進するため、転居初期費用の補助もあわせて実施しています。

事業概要3「家計改善支援事業（任意事業）」をご覧ください。生活困窮者の家計状況を「見える化」し、相談者自身が家計を自ら管理・再建できるように支援を行うものです。本事業は、生活福祉資金貸付制度等のセーフティネット貸付との緊密な連携を踏まえ、半田市社会福祉協議会に事業を委託して実施しています。

事業概要4「居住支援事業（任意事業）」をご覧ください。離職等で住まいを失った方やホームレス状態にある方を対象に、一時的な住まい（シェルター）や食事の提供など、日常生活に必要な支援を行っています。また、低額所得者、高齢者、障がい者などの「住宅確保要配慮者」に対してアパート等の住まいの確保を支援するとともに、入居後に地域で安定した生活が送れるよう、一定期間の見守り・訪問支援なども行っています。

事業概要5「就労準備支援事業（任意事業）」をご覧ください。ただちに一般就労を目指すことが精神的・体力的に困難であり、就労に向けた前段階としてのステップを必要とする方を対象に、段階的な支援を行っています。

本事業の実施にあたっては、障がい者の就労支援において専門的なノウハウを持つ「一般社団法人あいち福祉振興会」に実務を委託しています。専門の相談員が支援にあたり、将来的な就職活動に向けて、相談者の現在の段階やペースに合わせた訓練プログラム（軽作業の体験やコミュニケーション支援など）を提供しています。

ここで補足として、就労準備支援事業の具体的なイメージについて説明いたします。

本事業は、名前こそ「就労準備」となっていますが、実際にはすぐに仕事の斡旋をするわけではありません。長年自宅から出られずにいる「ひきこもり状態にある方」や、障がいや精神的な生きづらさを抱えて人と接するのが困難な方などを対象に、まずは「家から一歩外に出て、決まった時間にその場所に行く」「同じ時間帯にみんなと一緒に過ごす」「一緒にお弁当を食べる」「簡単な共同作業を

体験する」といった、社会生活に慣れるためのリハビリや居場所づくり（社会生活自立）を最優先の目的としています。

ここで日常生活や社会生活のリズムが整った段階で、アルバイトなどの部分的な就労へ移行したり、障がい者雇用枠での就労を目指したりするステップアップへと繋げていく事業です。説明は以上です。

○委員長（竹内功治）

説明は終わりました。これより質疑を行います。しばらく休憩します。

午後2時38分 休憩

午後3時19分 再開

○委員長（竹内功治）

委員会を再開します。

質疑の内容も踏まえ、事業評価シートの作成を進めてください。以上で、「生活困窮者自立支援事業」の勉強会を終わります。

委員の皆様においては、本日の勉強会の内容を踏まえ、各自で「議会事業評価シート」を作成いただき、来週7月24日（金）の午後5時までに議会事務局へご提出くださるようお願いいたします。

なお、事業評価シート内の成果指標については、当局が実施する事業評価の結果が8月中旬頃に提出されますので、それ以降にご記入ください。評価シートの様式は、7月10日（金）にメールにてお送りしています。

次回の事業評価に係る委員会は、9月9日（水）の午前9時30分からを予定しています。次回の委員会では、皆様からご提出いただいた各事業の評価シートを取りまとめた委員長案について協議していく予定です。

協議題1について、その他でご発言ありませんか。

【「なし」との声あり】

ないようですので協議題1は以上とします。

続いて、協議題2「その他」を議題とします。

当初、次回の委員会として7月22日（水）に予定していました「県外視察の事前勉強会」について、視察先との調整に難航しており、来週7月22日までに調整を完了させることが難しい見通しとなりました。つきましては、大変恐縮ですが、7月22日の県外視察の事前勉強会の開催は一度中止とさせていただきます。今週中には事務局を通じて、正式な日程変更のご案内を改めてお送りします。

これに伴い、今後のスケジュールとしましては、9月2日（水）の議案審査終了後の委員会において、県外視察先の勉強会、および先方への質問事項の協議・調整を、すべて一括して行う形で進めさせていただきたいと考えています。

協議題2について、ご発言ありませんか。

【「なし」との声あり】

ないようですので、本日予定しておりました協議事項はすべて終了しました。以上で、本日の文教厚生委員会を終わります。

午後3時20分 散会